医療保険の切り替え手続きを、お忘れなく

国民健康保険のご案内

●問い合わせ　保険課（東庁舎２階　☎34−3203 FAX39−2523）

就職・就学に伴い、医療保険が切り替わる場合は、必要な手続きを行い、適切に医療機関を受診しましょう。国保の加入・脱退は、自動的に行われないため、ご自身で手続きをお願いします。

【届け出場所】
市民課（東庁舎１階）または支所・出張所

【手続き共通に必要なもの】
・本人確認ができるもの（免許証等）
・マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカード等）

国保に加入する方

退職などで職場の健康保険をやめたとき、他の市町村から転入したときなど

【手続きに必要なもの】
・職場の健康保険をやめた証明書（離職票、資格喪失証明書など）

国保を脱退する方

就職などで新たに職場の医療保険に加入したときや、家族が加入している職場の医療保険の扶養親族になったときなど

【手続きに必要なもの】
・新たに加入した職場の医療保険の保険証
・今まで使っていた国保の保険証

学生の方

◆松本市の国保に加入し、大学・高校などに就学のため、他の市町村に転出するとき

【手続きに必要なもの】
・入学することが分かるもの（学生証、在学証明書、授業料の領収書など）
・国保の保険証

◆就学のための特例で国保を継続している方で卒業または退学等で学生でなくなったとき

【手続きに必要なもの】
・学生でなくなった日が分かるもの（就職の場合は新たに加入した職場の保険証）

～健診を受けて、体(血管)の変化に気づきましょう～

国保に加入したら**国保の特定健診**を

国保では、40～74歳までの被保険者を対象にした特定健診に加え、30歳代に対しても、「30歳代の国保健診」を実施しています。

健診を受けると、血液データ等の変化から、「体（血管）の変化」にいち早く気づくことができます。健診をきっかけに、生活習慣病の発症予防・重症化予防を始めましょう！

特定健診および30歳代の国保健診は７月に始まります。受診券は、６月下旬に郵送します。人間ドックの補助も実施しています。詳細は、健康づくり課（☎34−3217）へ。

R１特定健診（集団）の結果から
要受診者の発生状況

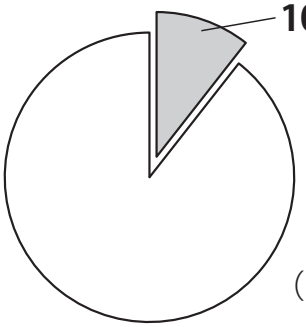

★集団健診受診者の１割に「要受診（医療機関で診察を受ける必要がある）」の項目が見つかっています。